

永田浜ウミガメ保全協議会規約

(目 的)

第1条 北太平洋最大のアカウミガメ産卵地であり、屋久島国立公園の重要な地域としてラムサール条約登録湿地となつて登録されている永田浜において、ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することを目的とし、永田浜ウミガメ保全協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 永田浜ウミガメ観察ルールの作成及び変更
- (2) 永田浜におけるウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(構 成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関及び団体により構成する。

(役 員)

第4条 協議会には会長1名を置き、委員別表1に掲げる協議会構成機関及び団体の互選によりこれを定める。役員会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は任務を総理する。

(運 営)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省屋久島自然保護官事務所が務める。

(その他)

第7条 協議会は、永田浜の適正な利用を図り、ウミガメの産卵・ふ化環境を保全するため、屋久島町エコツーリズム推進協議会との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めのない事項で、協議会の運営に必要なものについては、別に定める。

附 則

この規約は、平成21年12月9日から施行する。

この規約は、平成25年2月25日から施行する。

この規約は、平成28年3月18日から施行する。

別表1 協議会構成機関及び団体

永田ウミガメ連絡協議会	NPO 法人屋久島うみがめ館
公益財団法人屋久島環境文化財団	公益社団法人屋久島観光協会
屋久島町環境政策課	鹿児島県屋久島事務所
鹿児島県自然保護課	環境省屋久島自然保護官事務所